

禁煙外来（保険適用）

をはじめました。

「禁煙したいのにやめられない方」
当外来にご相談ください。

禁煙治療が保険適用となる方

下記条件をすべて満たす方が、保険診療となります。

- ① スクリーニングテストでニコチン依存症と診断される。
- ② 1日の喫煙本数×喫煙年数が200以上である。
（35歳未満は除く。）
- ③ ただちに禁煙することを希望している。
- ④ 禁煙治療を受けることを文書で同意している。
- ⑤ 前回の保険診療による禁煙治療から1年以上経つ。

診療日：月曜日、木曜日、金曜日

診療時間：9時から12時までです。

（初診の方は11時00分までに、再診の方は11時30分までに
受付をしてください。）

当院は、敷地内禁煙となります。
何卒ご理解のうえ、ご協力をお願いします。

令和元年7月

和歌山県立こころの医療センター